

令和6年度第1回屋外広告物審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月24日（木） 午前10時30分から12時00分まで
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎16階1603会議室
- 3 出席者 松本会長、室田副会長、宮原委員、田中委員、向原委員、江田委員、内嶋委員、
細野委員、渡辺委員、余郷委員
（事務局）平井道路河川管理部長、中田路政課長、高橋屋外広告物係長、草野職員
（説明者）まちづくり局交通政策室 小部担当課長、中西職員
- 4 欠席者 大友委員、館委員、加藤委員
- 5 議題 武蔵小杉周辺地区におけるバス情報提供のためのデジタルサイネージ設置に対する
川崎市屋外広告物条例第10条第4項の適用について（諮問）
- 6 傍聴人 0人
- 7 会議内容

（1）説明事項（まちづくり局交通政策室、事務局）

- ・まちづくり局交通政策室から、付議の趣旨、現状、課題、課題解決に向けた手法、効果、スケジュールなどの事業概要を説明。
- ・事務局から、当該事業が特例許可を必要とする理由、特例許可として取り扱うことが適当であるという事務局としての考え方を説明。

（2）主な質疑

・（田中委員）

今回設置するデジタルサイネージについて、今後のランニングコストや、機器の維持管理について説明が欲しい。

→（まちづくり局 中西職員）

今後のランニングコスト、収支の見込みについて、詳細は事業者提案の中で各事業者によって異なることが予想されるが、現状では、各事業者へのヒアリングの結果、設置費に加えて、事業期間10年間分のランニングコストや管理運用費、メンテナンス費含めて、収支採算性が取れる見込みがあるとの回答を得ている。

・（田中委員）

広告主はどのような業者を想定しているか。

→（まちづくり局 中西職員）

今後選定される広告事業者次第だが、現状で事業者にヒアリングをしている感触では、案内しているバス路線で行ける周辺の広告を入れるのが効果的ではないかと思っている。

・（松本会長）

広告掲載の基準について、クオリティや広告としてそぐわないような物に関する規定はあるか。

→（まちづくり局 中西職員）

広告のクオリティのような部分は具体的に規定することが難しいが、例えば派手な色彩を抑えるなど、景観形成的な視点での内容が一部盛り込まれている。

・（江田委員）

広告主が10年間安定的に入って、費用を賄っていけるのか。

→（まちづくり局 中西職員）

現状でヒアリングをしている段階では、10年間の見込みで事業を進めているところだが、状況の変化は当然想定されるので、広告についても事業者と適宜協議しながら進めていく。

・（江田委員）

サイネージの大きさに関して、見やすい大きさにするなど検討の余地があるのでは。

→（まちづくり局 中西職員）

景観の観点から、筐体については既存の案内板と同じ大きさを基本にしているが、画面については、既存のものが正方形であるのに対し、サイネージは長方形を考えているため、既存のものより大きくできる見込みになっている。

・（江田委員）

停電時の対応に加えて、屋外で設置する筐体であるため、放熱処理や落雷対応についてよく検討したほうが良いと感じた。

→（まちづくり局 中西職員）

停電時に非常電源等の対応をとれる事業者については、事業者選定の評価においてプラスのポイントが入るような評価の基準を設定する予定。また、停電時に広告等が映せなくなる可能性があることについて、広告主としっかり調整するように、事業者には指導する予定。

筐体については、事業者から熱を逃がすために厚みが必要であるなどの話は聞いているため、落雷等非常時への対応も含めて事業者と協議しながら進めていく。

・（余郷委員）

サイネージの所有者は誰になるのか。

→（まちづくり局 中西職員）

選定して決定した事業者が自ら所有する。

・（内嶋委員）

当該地での広告掲出効果が低下し、広告主が広告を取下げたいと思った場合、この事業はどうなるか。

→（まちづくり局 小部担当課長）

広告の掲出については10年間の長期契約となるが、様々な業者への幅広いヒアリング結果では、設置から管理運営まで一貫して実施できる見込みが立ちそうだということを聞いている。しかし、社会状況が変わる可能性も十分あるため、まず第一段階として実証を行い、その後も継続的に利用実態や収支などについて事業者と一緒に共有しながら、市として当該事業が10年間続いていくようにサポートしていく。

・（余郷委員）

広告を長い間見てもらうため、今回の事業で設置する筐体に Wi-Fi の無料スポット用の設備を

搭載するのはどうか。

→（まちづくり局 中西職員）

Wi-Fi 搭載に関しては、利用者の滞在時間を延ばすという面では、例えばバス停などでは広告効果の向上につながると思うが、当該事業で設置する案内板については、利用者がバスを待つ前に一旦確認する場所であるため、長時間滞在する場所ではない。そういった視点では広告効果が弱いのでは、という疑問はあるかと思われるが、改札からバスロータリーまでの通路の正面にサイネージを設置することで、歩いて向かう間にも広告が視界に入り続ける工夫をしている。

・（江田委員）

サイネージが倒れるなどして通行人にけがをさせてしまった場合の責任を負うのは誰か。

→（まちづくり局 中西職員）

選定して決定した事業者が管理し、責任を負う。

・（渡辺委員）

運行情報を表示するバス事業者の金銭的な負担はあるのか。

→（まちづくり局 中西職員）

バスの運行情報を集めて一括で検索できる仕組みは既にできており、サイネージにはそのデータを表示するため、運行情報に関して新たに何かプラスするものではないことから、基本的にはバス事業者の負担はない。運行情報をオープンにしていないバス事業者もいるが、そのようなバス事業者と事業者の間に費用が発生しているかどうかは業者間の取決めによる。

・（渡辺委員）

広告の規制について、事業者による自主審査の報告の受け口はまちづくり局か。

→（まちづくり局 中西職員）

まちづくり局で一旦受け、必要に応じて景観担当や路政課と相談することになる。

・（渡辺委員）

デジタルサイネージを利用した表示は動画になってくるから、固定の静止画よりも歩いている人にとって刺激が強いと思われるので、掲載の判断については基準やガイドラインに基づいて十分気をつけていただきたい。

また、公共的なバスの案内板や公共のインフォメーションが隣接してあるわけだから、そこを見るついでに広告を見るというのはかなり多くあると思う。

→（まちづくり局 中西職員）

貴重な意見として、今後の検討で参考にさせていただきたい。

・（室田副会長）

あらかじめ経路を調べることはできるが、実際に訪れると迷ってしまうことが多くあると思う。北口と東口2基あるので、うまく役割分担して、わかりやすいバス情報の提供を検討してほしい。また、特に武蔵小杉駅は通勤やイベントなどで多くの利用者がいる駅であるため、交通情報や災

害情報など、どのような情報をどのように組み合わせていくのがよいか、この機会に考えてくれればありがたい。

→（まちづくり局 中西職員）

今後の検討に活かしていきたいと思う。

・（細野委員）

溝の口駅など、違う駅への横展開の方針はあるのか。

→（まちづくり局 中西職員）

バスが特に多い所で同じような課題があると認識はしているので、今回の結果を踏まえてどういった形で横展開していくか、次年度以降検討を進めていく。

・（細野委員）

屋外広告物条例施行規則別表第3第4項に定められている、3色以内という広告物の色の規制について、今後もデジタルサイネージの設置をしようとするたびにこのような議論の場が必要になってしまうので、見直してもよいのではと感じた。

→（事務局 高橋係長）

当該地は景観計画特定地区であり、景観法・条例に基づいた規制が設けられているため、景観条例を所管するまちづくり局景観担当と今後の景観の規制について協議しながら検討していきたいと考えている。

・（江田委員）

災害時に掲載する情報について、武蔵小杉周辺は過去に水害があったため、どこの位置が標高が高いのか、低いのか、という情報が必要だと感じた。

→（まちづくり局 小部課長）

掲載する情報については、区役所等と協議しながら、検討を続けていく。

（3）議題の答申

全員一致で承認。

（4）事務連絡（事務局より説明）

- ・議事摘録については、事務局にて作成し、会長の承認後に各委員あてにお送りする。
- ・次回の開催予定については、事業者が決まり、詳細な事業計画が固まる令和6年度冬頃以降。

以上